

## マイタウン白河デジタルサイネージ広告掲載約款

### 第1条

この約款は株式会社楽市白河（以下「当社」）が管理するマイタウン白河で掲載する広告について適用します。

### 第2条

広告の掲示を希望する広告代理店・広告主（以下「広告主」）はこの広告掲載約款に基づいて規定等を承認し、かつ、これに同意したものとします。

### 第3条

当社の媒体に掲示する広告についての一切の責任は、広告主が負うものとします。

### 第4条

掲載にあたっての条件等は、当約款の他、当社ホームページの記載にて別途定めます。

### 第5条

広告主には別途「マイタウン白河デジタルサイネージ 広告掲載申込書 兼 契約書」（以下、「申込書」）を事前に提出していただきます。

### 第6条

掲示に希望する広告は、事前に当社が掲載の内容を審査し、掲載の可否を決定しますが、当社はその理由について広告主に開示する義務は負いません。

### 第7条

広告が、次号に該当するもの、可能性があるものは掲載できません。

- 1 当社に支障や不利益を及ぼすもの
- 2 関係諸法規則に違反するもの
- 3 他人の肖像、知的財産など許可が必要なものを無断で使用しているもの
- 4 各業界が定めている公正競争企画や自主規制などに違反しているもの
- 5 広告の責任の所在（問い合わせ先）、実態、内容が不透明なもの
- 6 虚偽、誇大な広告にあたるもの
- 7 残酷、醜悪、その他表現によりお客様に不快感や恐怖を与えるもの
- 8 犯罪や暴力を肯定、助長、美化し、社会的秩序をみだすもの
- 9 青少年の健全な育成を妨げるもの
- 10 誹謗中傷、名誉棄損など基本的人権を損なうもの

- 11 人種、民族、性別等などで不当に差別するもの
- 12 性表現やセクシャルハラスメントにあたるもの
- 13 係争中の問題について、一方的な主張の表現にあたるもの
- 14 品位や美観を損ない、当社境内地内の掲示に相応しくないもの
- 15 その他、当社が不相当と判断するもの

#### 第8条

当社、次号に該当する場合は、掲載承諾を取り消すことができます。

- 1 当社の義務上の支障が生じたとき
- 2 法令等により広告の掲示を禁止されたとき
- 3 広告主が契約書に定められた期日
- 4 広告主がこの約款に定める義務を履行しないとき
- 5 掲示にあたり、お客様に迷惑が掛かるなどの支障が生じ、またはその恐れがあると判断したとき
- 6 その他当社が必要と判断したとき

#### 第9条

広告掲載料等については、次号の通りとなります。

- 1 広告掲載料については、掲載月の5日前までの前払いとします。
- 2 当社の発行する請求書により、広告掲載料を支払うものとします。
- 3 振込にあたっての手数料は広告主にて負担とします。

#### 第10条

当社は、広告掲載料について、公租公課の増額、物価高騰による改定が生じて場合、その増額分を広告主に請求することができます。

#### 第11条

当社は、天災事変で掲載できなくなった場合は日割り計算し払い戻しいたします。  
上記以外での既収の払い戻しはいたしません。

#### 第12条

申込後の解約についての掲載料に関しては次号の通りになります。

- 1 1日でも掲載実績があった場合は、1ヶ月分の掲載料を請求いたします
- 2 掲載開始4日前に解約の申し出があった場合は、いずれの契約プランに関わらず1ヶ月プランの料金を適用し請求いたします。
- 3 掲載開始5日前までに解約の申し出があった場合は掲載取り消しを受け、掲載料の

請求はいたしません。

#### 第 13 条

広告主は、掲載物により当社または第 3 者及び物品等に損害を与えた場合は、すべて広告主の責任において処理し、その損害を負担するものとします。